

塩尻市通学路交通安全プログラム

－ 通学路の安全確保に関する取り組みの方針 －

平成27年4月

塩尻市教育委員会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月以降、各小学校通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「塩尻市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 推進体制の構築

以下をメンバーとする既存の「塩尻市交通安全対策委員会」により、関係機関の連携を図ります。

【塩尻市交通安全対策委員会】

- | | |
|---------------|----------------|
| ○塩尻市区長会 | ○塩尻警察署 |
| ○塩尻市友愛クラブ連合会 | ○塩尻市校長会 |
| ○塩尻市女性団体連絡会 | ○塩尻市PTA連合会 |
| ○塩尻市身体障害者福祉協会 | ○塩尻市保育園保護者会連合会 |
| ○塩尻地区タクシー協議会 | ○一般公募市民 |
| ○塩尻青年会議所 | ○塩尻市教育委員会 |
| ○塩尻交通安全協会 | ○塩尻市建設事業部 |
| ○塩尻自家用自動車協会 | |

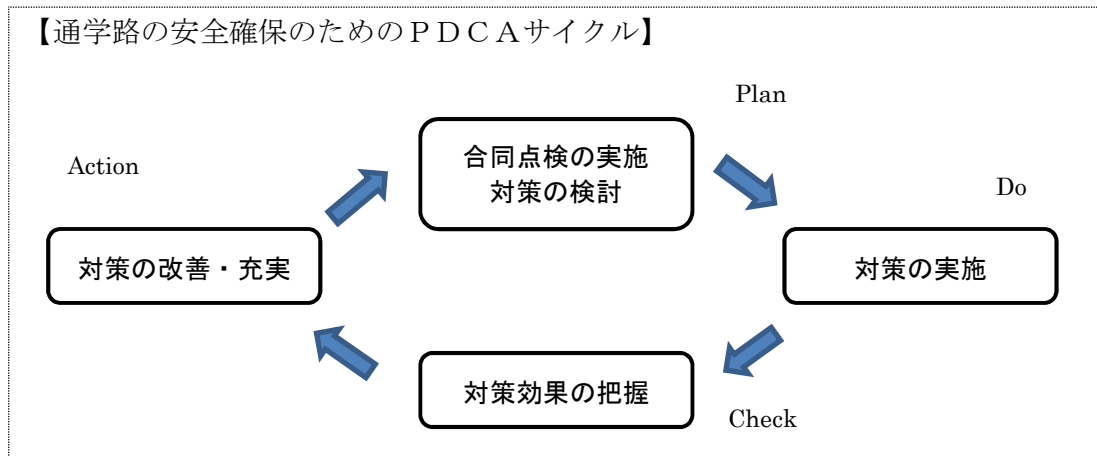
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路の安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

- (ア) 市内の小学校及び中学校それぞれについて、合同点検を実施します。
- (イ) 実施時期は、学校行事等を考慮するものとします。
- (ウ) 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。危険箇所等の抽出については、学校及びPTAにおいて意見集約等を行い、学校を通じて提出します。

イ 合同点検の体制

学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、地域住民等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備、注意喚起看板設置等のハード対策や、通行規制、交通安全指導等のソフト対策等の具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全になったと感じているのか等を、学校、PTAによる現地の確認等により把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。

<市ホームページ上での公表>

(通学路の安全対策 ホームページアドレス)

<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/39/2800.html>